

第2期

四万十市 子ども・子育て支援事業計画

大きく咲かそう子どもの笑顔 ～あったか子育てのまち しまんと～



令和2(2020)年3月
四万十市

はじめに

全ての子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、四万十市にとって最大の宝です。その宝を慈しみ健やかに育てることは、未来を育むということであると考えています。

四万十市の輝く未来のために、子どもの成長を支援し、それぞれの子育て家庭が子どもの成長に喜びを感じられる「あったか子育てのまち しまん」とが実現できるよう、このたび「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。



近年において我が国では少子化に歯止めがからない状況が続いており、社会の活力の低下ばかりでなく、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響が懸念されています。また、少子化の進行ばかりでなく、核家族化の増加や地域社会における連帯感の希薄化により、子どもたちや家庭を取り巻く社会環境も大きく変化してきております。

このような中、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市町村の権限と責任が大幅に強化され、「子ども・子育て支援法」において、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定める「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市では、平成27年3月に第1期計画となる「四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所の建替え、学童保育施設の新設、中学生までの医療費の無償化、ファミリーサポートセンターの開設など、子育てに関する様々な支援施策に取り組んでまいりましたが、待機児童の解消、病児保育の拡充、障害を持つ子どもへの支援、生活困窮家庭への支援、ワーク・ライフ・バランスの確立など、対応すべき課題はいまだ多く存在しており、子どもの育ちを支えるためにソフト・ハード両面において、早急かつ効果的な施策の推進が求められています。

本計画は、第1期計画の計画期間満了に伴い、国における子育て支援制度や本市の現状を踏まえつつ、本市の子育て支援の方向性を定めるために策定するものであり、第1期計画の理念を引き継ぎ『子どもの笑顔』が街中に咲き誇るように、5つの基本目標のもと73項目の具体的施策を体系づけました。

今後は、行政のみならず家庭、地域、団体、関係機関、企業が一体となって、本計画を推進してまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「四万十市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました子育て世帯の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

四万十市長 中 平 正 宏

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と主旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の対象	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画の策定にあたって	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
第1節 統計による四万十市の状況	5
第2節 ニーズ調査結果の概要	10
第3節 「四万十市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 基本理念	20
第2節 基本目標	21
第3節 施策の体系	23
第4章 施策の展開	24
第1節 教育・保育の充実	24
第2節 地域における子育ての支援	40
第3節 子と親の健康確保と少子化への対応	42
第4節 子どもの健全な成長のための環境の整備	45
第5節 支援を必要とする家庭への取り組みの推進	50
第5章 計画の推進	53
第1節 計画の推進体制	53
第2節 計画の進行管理	53
資 料	54
1 四万十市子ども・子育て会議条例	54
2 四万十市子ども・子育て会議委員名簿	56

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と主旨

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

四万十市においては、平成 22（2010）年度に策定した「四万十市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「四万十市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「四万十市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行ったうえで、本市の最上位計画である「四万十市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の性格

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。

また、この計画は、以下の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本市の子どもの貧困対策に関する事項を本計画に位置づける

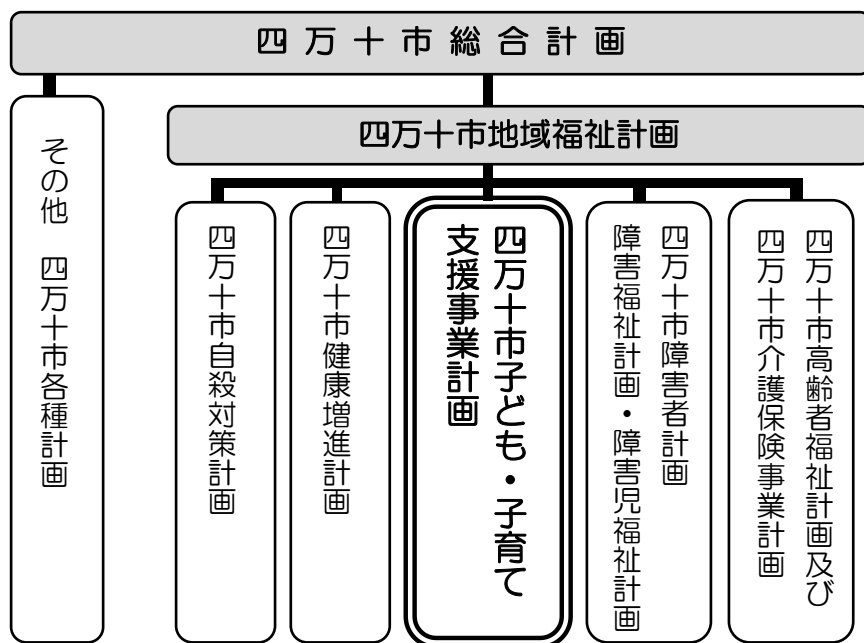
○放課後子ども総合プラン

国の「新・放課後子ども総合プラン」に定められた内容を盛り込んだ計画として策定

(2) 他の計画との関係

本計画は、「四万十市総合計画」及び「四万十市地域福祉計画」を上位計画とし、四万十市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、市のその他関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



第3節 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期に至るまでの、おおむね18歳までのすべての子どもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

第4節 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
四万十市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画				

第5節 計画の策定にあたって

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握し、未就学児童の保護者及び小学生の保護者を対象に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

○調査対象

1. 四万十市内在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
2. 四万十市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

○調査期間

1. 未就学児童調査：平成30年11月27日（火）～平成30年12月7日（金）
2. 小学生児童調査：平成30年12月3日（月）～平成30年12月14日（金）

○調査方法

郵送、保育施設での配布・回収、学校での配布・回収

○配布数・回収数

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未 就 学 児 童	1,242件	966件	77.8%
小 学 生 児 童	1,223件	1,039件	85.0%
合 計	2,465件	2,005件	81.3%

※調査結果の概要につきましては、調査結果報告書に取りまとめてあります。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、検討組織である「四万十市子ども子育て検討会」において、関係者及び市民の自由な意見を広く聴取し、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「四万十市子ども・子育て会議」に報告しました。「子ども・子育て会議」では委員の皆様にご審議をいただき、検討、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

○実施期間

令和元年12月18日（水）～令和2年1月17日（金）

○実施方法

市役所本庁舎及び西土佐総合支所での閲覧、市ホームページへの掲載

○提出された意見

0件

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計による四万十市の状況

(1) 四万十市の概要

本市は、平成17（2005）年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併し誕生しました。位置的には、高知県の西南部「幡多地域」（3市2町1村）のほぼ中央にあり、東部は黒潮町、西部は宿毛市、南部は土佐清水市・三原村、北西部は愛媛県松野町と接した総面積632.29km²の都市です。

豊富な山林資源に加え、市域を貫流する日本最後の清流四万十川は中流域で西から南に大きく方向を変え、下流域では市街地を南流し、太平洋（土佐湾）に注いでいます。

これらの雄大な自然に囲まれた本市は、海岸沿いと四万十川下流域周辺、支流沿いに発達して市街地が形成され、中山間地域では、支流沿いに集落が形成されて耕地が点在しています。

昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの本市の平均気温は16.3℃、平均年間降水量は2,669.2mmと太平洋型の温暖気候となっています。また、「住みよさランキング2019（株東洋経済新報社）」では全国812市区のうち、11位にランキングされ、利便性、快適度、安心度が高い評価を受けました。

高知県西部に位置する本市は国道56号、土佐くろしお鉄道により高知県中東部の地域と連結しており、県都高知市とは車で約2時間、鉄道で約1時間40分の距離にあります。四国横断自動車道の延伸や一般国道等の整備に伴い生活圏や商圈が拡大し、周辺市町村との重要な交通路となっています。

<四万十市地図>

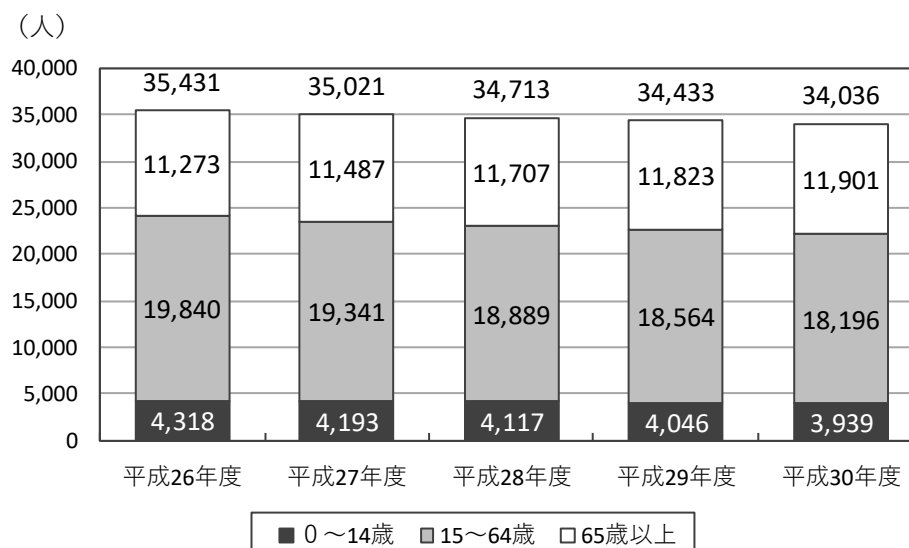


(2) 人口の状況

①年齢3区分別及び年少人口の推移

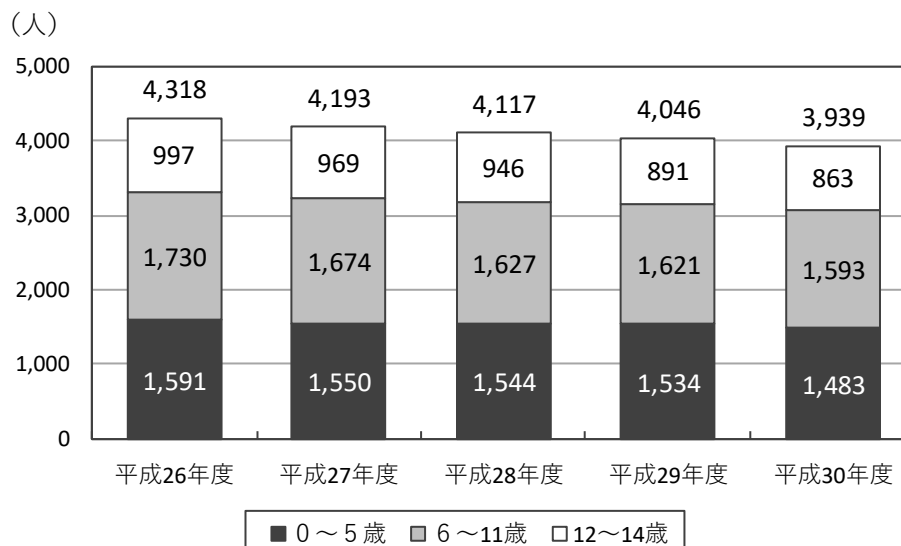
総人口の推移を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。年少人口をみると、いずれの年齢層においても減少が続いており、平成30年度には4,000人を下回っています。本市においても少子高齢化が進行していることが分かります。

<年齢3区分別人口>



資料：四万十市 住民基本台帳（各年度4月1日付）

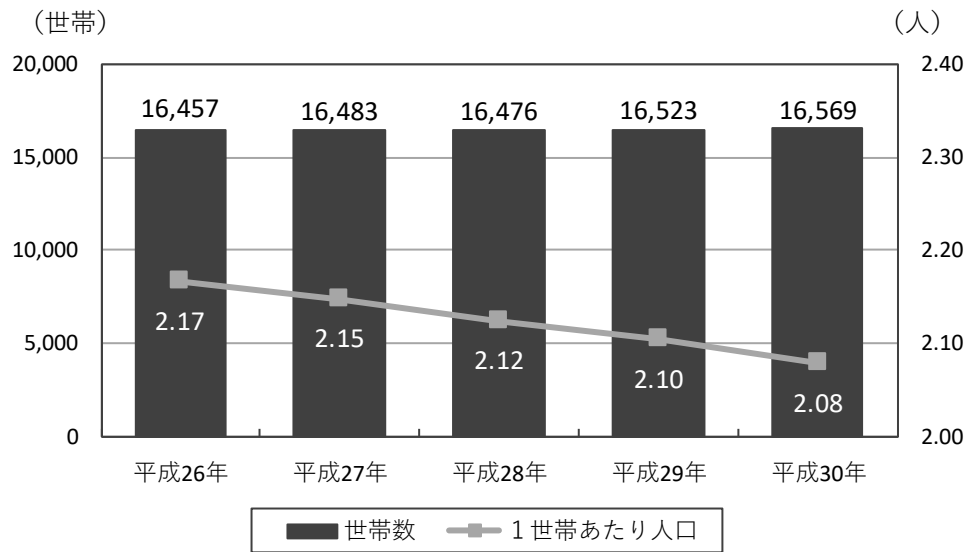
<年少人口>



資料：四万十市 住民基本台帳（各年度4月1日付）

②世帯数の推移

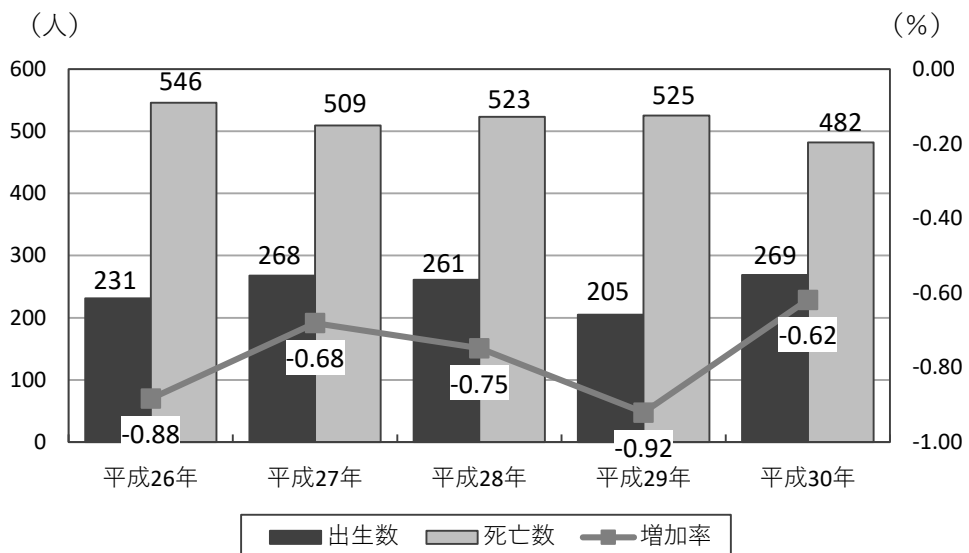
世帯数はおおむね増加傾向にありますが、1世帯あたり人口は年々減少しています。核家族化、少子化の進行の影響がうかがえます。



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

③自然動態の推移

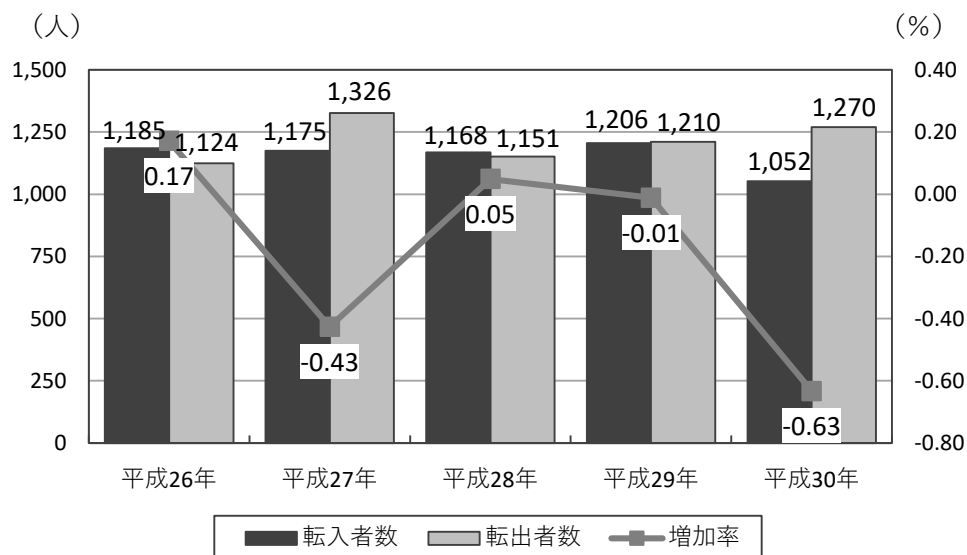
各年とも死亡数が出生数を上回っています。増加率をみると、いずれの年もマイナスで推移しており、自然動態は減少傾向にあるといえます。



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

④社会動態の推移

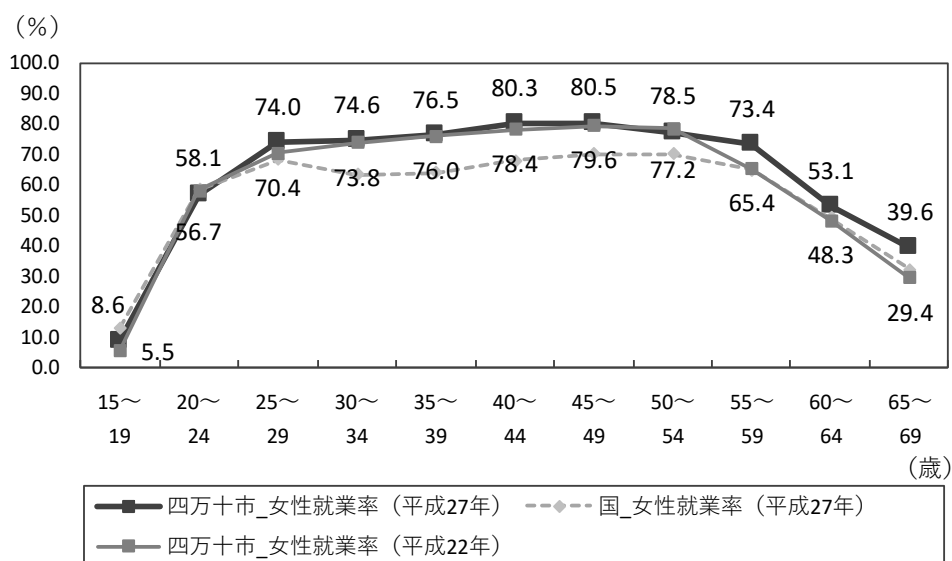
社会動態の推移をみると、転入者数、転出者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、平成30年では転入者数と転出者数の差が約200人にまで広がっています。今後、人口の減少に伴い、社会動態の全体数も減少していくことと予想されます。



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

⑤女性就業率の状況

本市の女性の就業率は、25歳未満においては国の値とほぼ同じですが、25歳以上はどの年代も国の値を上回っています。平成22年度の値と比較すると、就業率はおおむね増加傾向にあります。また、全国的な傾向として、20代後半から30代の女性の結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」がありますが、本市ではみられず、結婚や出産を機に離職する女性が少ないことがうかがえます。このことから今後も保育ニーズは増加していくことが予想され、待機児童の解消や一時保育・病児保育などの子育て支援施策の取り組みがより必要になると考えられます。



資料：総務省 国勢調査

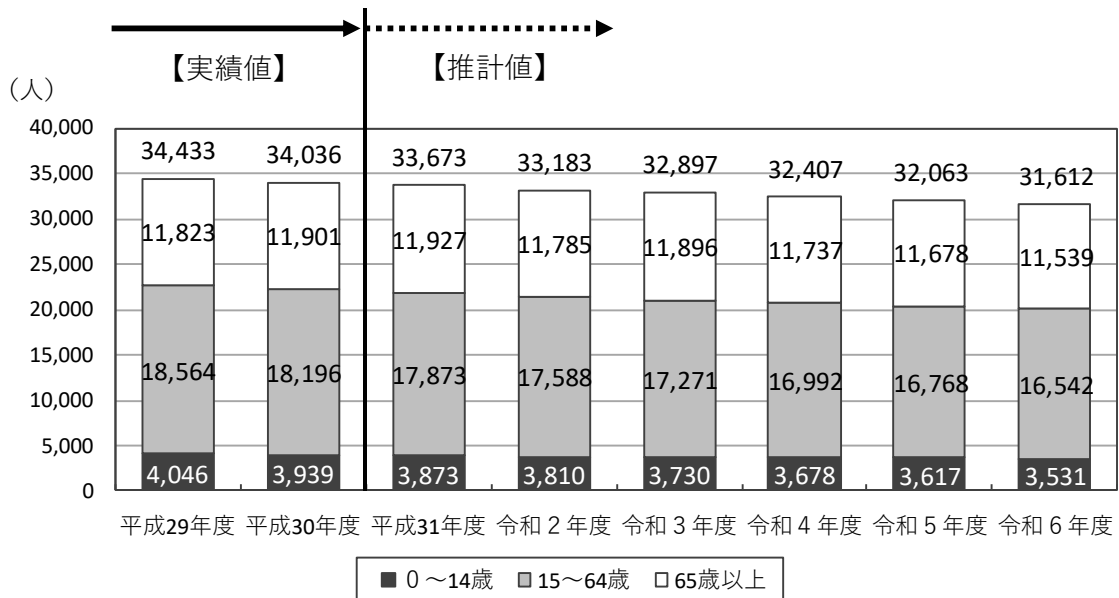
⑥人口推計

平成26年から平成30年までの人口実績からコーホートセンサス変化率法※を使用し、人口推計を行った結果、総人口は計画期間内において、年々減少する見込みとなっています。

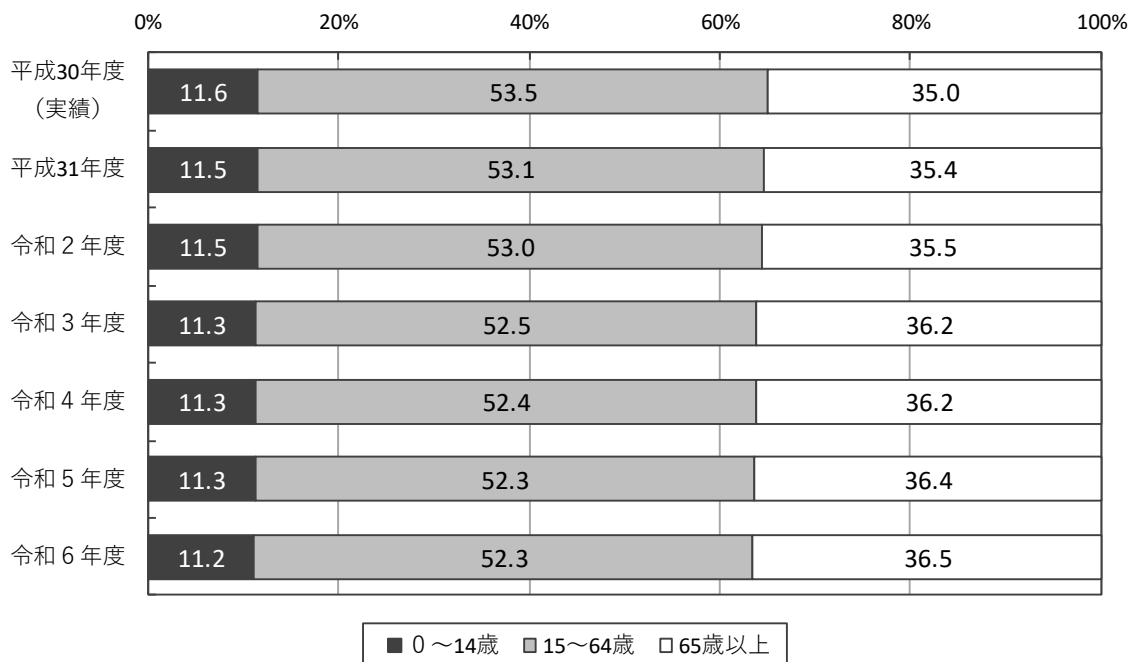
また、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少が続く見込みとなっていますが、比率の推移をみると、老年人口の占める割合は年々微増していくものと予測されます。

今後も少子高齢化は進行するものと見込まれます。

＜年齢3区分別人口の推計＞



＜年齢3区分別人口推計の比率＞



※ コーホートセンサス変化率法…各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第2節 ニーズ調査結果の概要

【ニーズ調査の結果表示について】

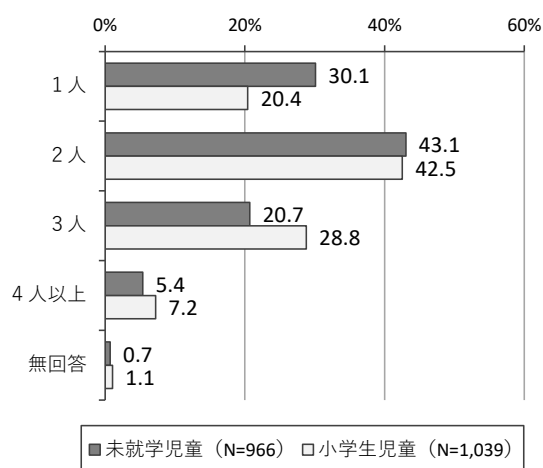
- ◆ 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ◆ 「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ◆ 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。

（1）子どもと家族の状況、子育てをめぐる環境について

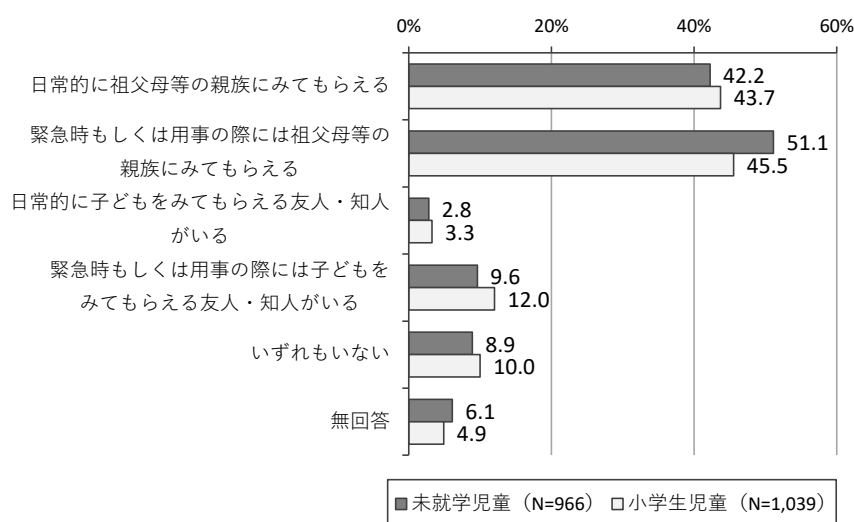
子どもの人数は、未就学児童、小学生児童ともに「2人」がもっとも高くなっていますが、未就学児童については、「2人」に次いで「1人」が高くなっており、本市における少子化の影響がうかがえます。

また、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児童、小学生児童ともに「日常的」または「緊急時もしくは用事の際」に「祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっています。一方、「いずれもない」と回答した方が1割おり、こうした家庭が孤立していつてしまう可能性も考えられることから、行き届いた子育て支援が必要となっています。

◎子どもの人数（数量回答）



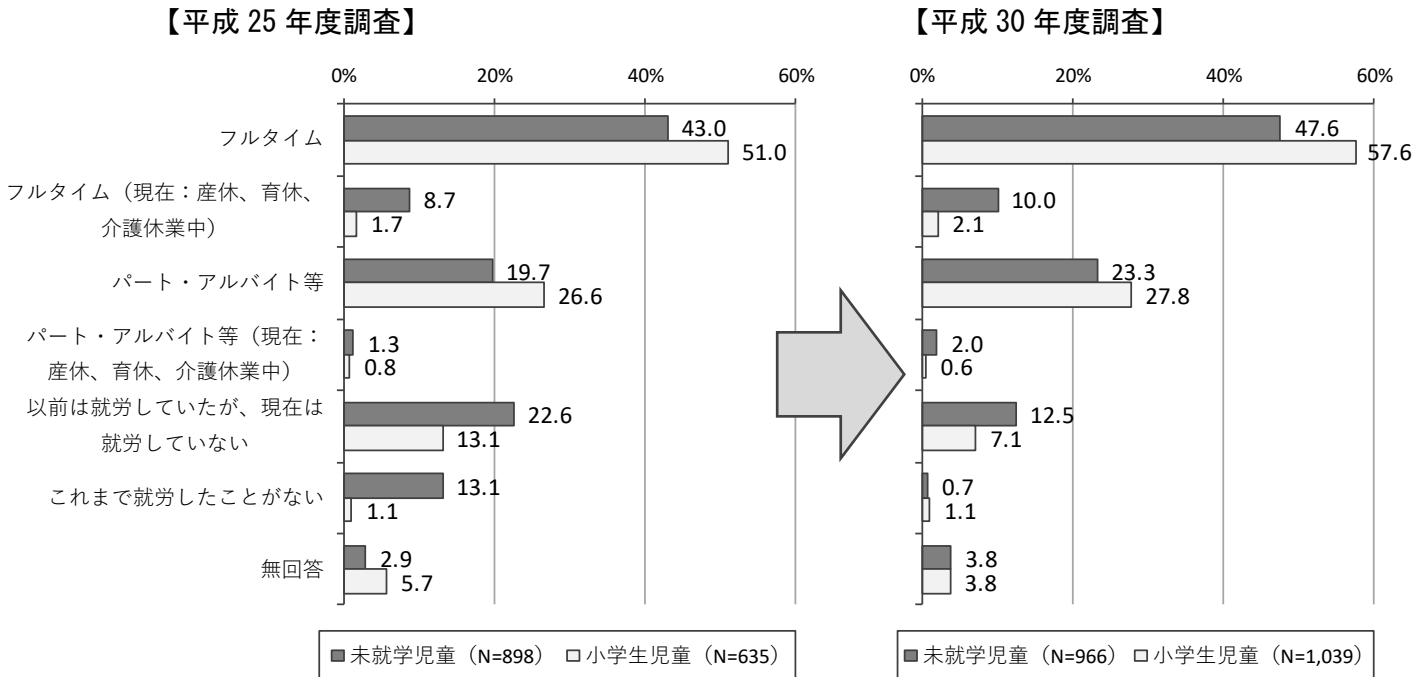
◎日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）



(2) 母親の就労状況について

母親の就労状況について、「フルタイム（休業中を含む）」と「パート・アルバイト等（休業中を含む）」を合わせると、未就学児童では82.9%、小学生児童では88.1%となり、全国的にみて高い割合を示しています。また、平成25年度調査の結果と比較すると、母親の就労率は上昇していることがうかがえます。

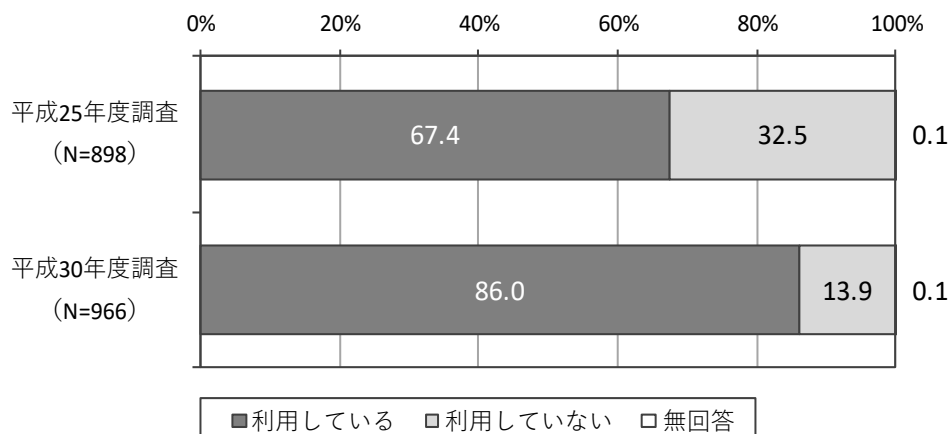
◎母親の就労状況（単数回答）



(3) 教育・保育事業の利用について（未就学児童）

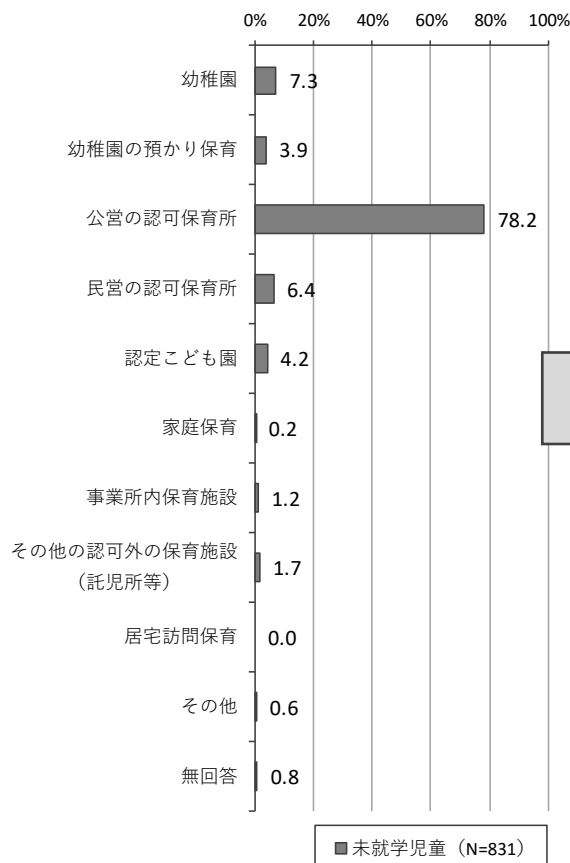
現在、平日に定期的に利用している教育・保育事業の有無については、「利用している」が86.0%と大半を占めており、平成25年度調査の結果と比較してみると、教育・保育事業の利用率が上がっていることが分かります。

◎現在、平日に定期的に利用している教育・保育事業の有無（複数回答）

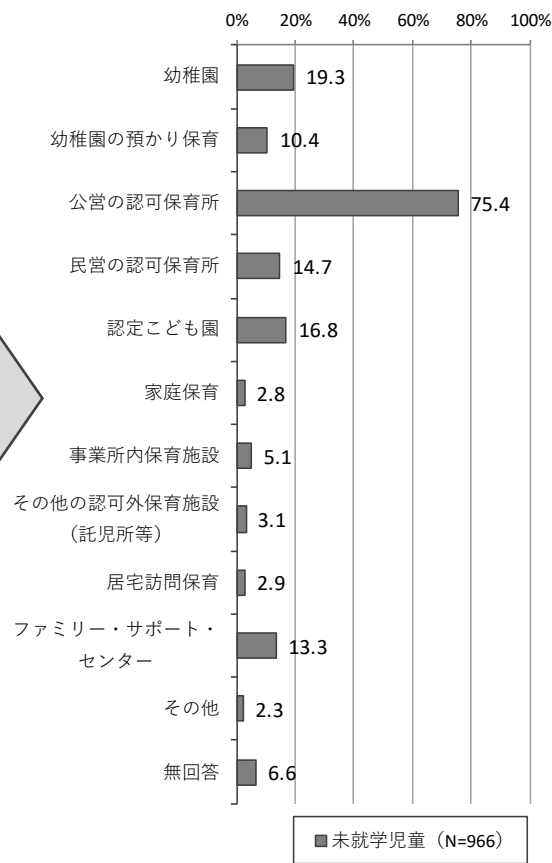


平日に何らかの教育・保育事業を利用している保護者のうち、約8割の方が「公営の認可保育所」を利用しています。また、今後利用したい事業においても「公営の認可保育所」がもっとも高くなっていますが、「公営の認可保育所」以外のすべての事業について、利用を希望する割合が利用している割合を上回っており、教育・保育のニーズの多様化がうかがえます。

◎現在利用している事業（複数回答）

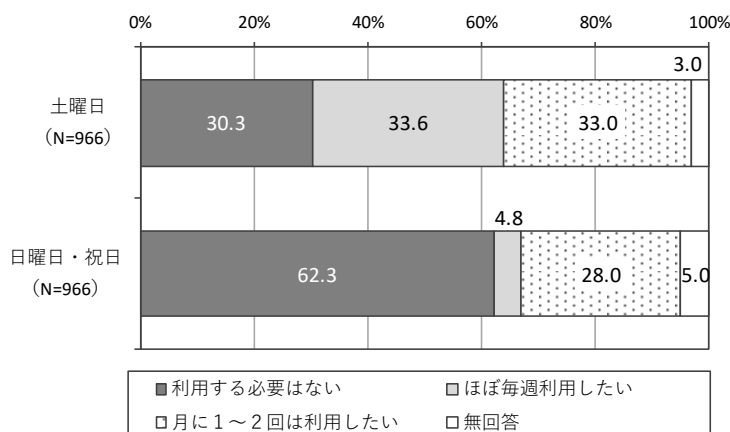


◎今後利用したいと考える事業（複数回答）

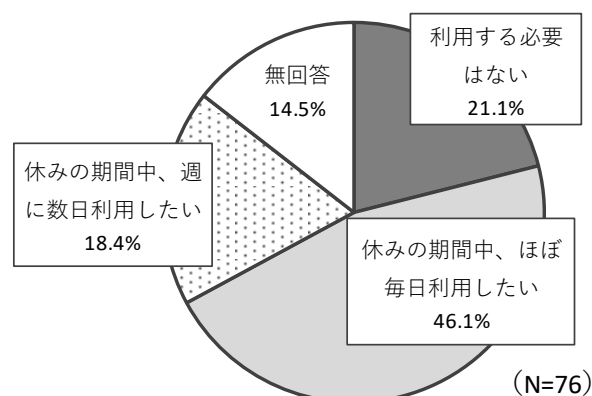


土、日、祝日の事業の利用意向について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』の割合をみると、土曜日では66.6%、日曜日・祝日では32.8%となっています。また、幼稚園を利用されている方に長期休暇中の利用意向を尋ねたところ、『利用したい』の割合は64.5%となっています。休日における事業運営のあり方を検討する必要があります。

◎土曜日、日曜日・祝日（単数回答）



◎長期休暇中（単数回答）

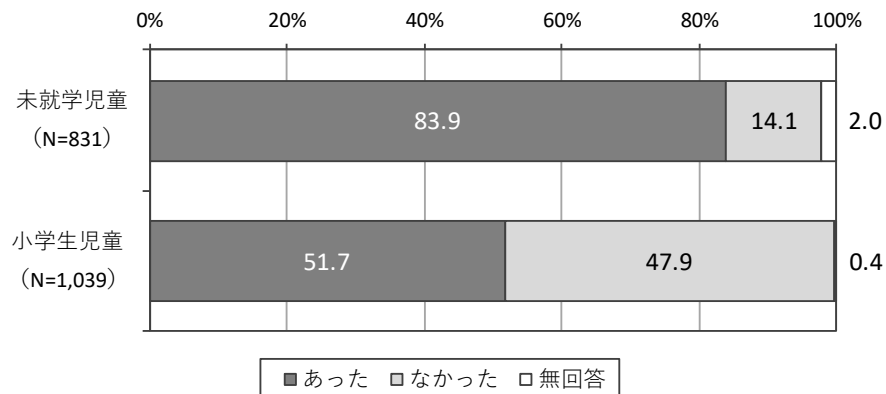


(4) 病気の際の対応について

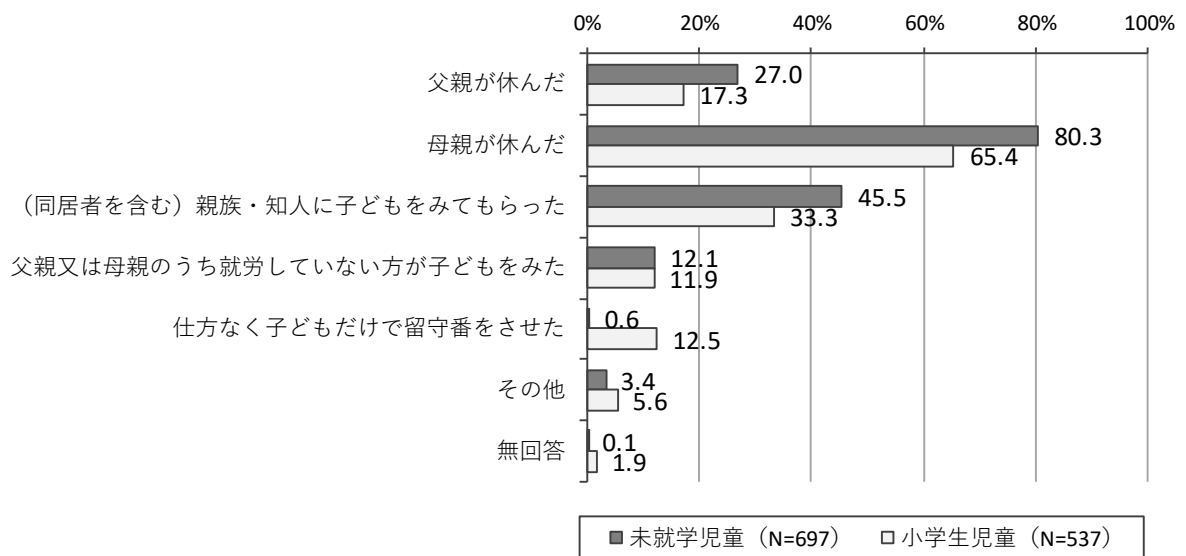
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法をみると、未就学児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」がもっとも高く、核家族化の進行並びに母親の就労率上昇の影響がうかがえます。また、病児・病後児保育事業の利用意向をみると、未就学児童、小学生児童ともに約5割の利用希望があることが分かります。保護者を取り巻く環境の変化に応じた支援を行っていくことが求められています。

◎この1年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無（単数回答）

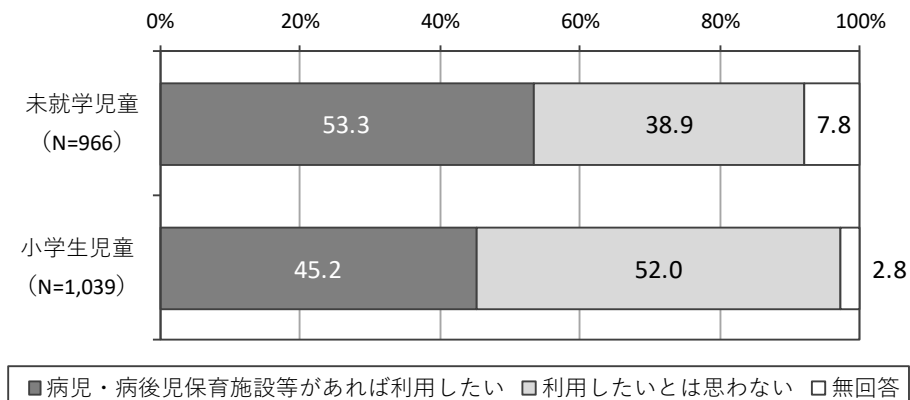
※未就学児童は定期的な教育・保育事業を利用されている方のみ回答



◎利用できなかった場合に行った対処方法（複数回答）



◎利用できない場合の病児・病後児保育事業の利用意向（単数回答）



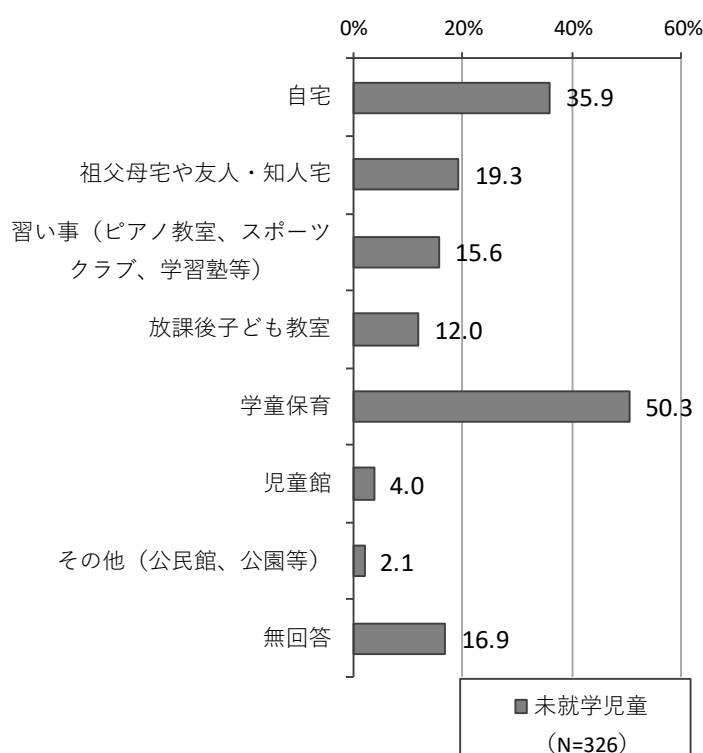
（５）放課後の過ごし方について

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について、未就学児童は「学童保育」がもっとも高く、半数を占めています。一方、小学生児童の放課後の過ごし方をみると、「自宅」がもっとも高く、6割超となっており、「学童保育」は3割未満となっています。「学童保育」は子どもの放課後の安全な居場所としての役割があり、充実と利用促進を検討する必要があります。

◎放課後の時間を過ごさせたい場所

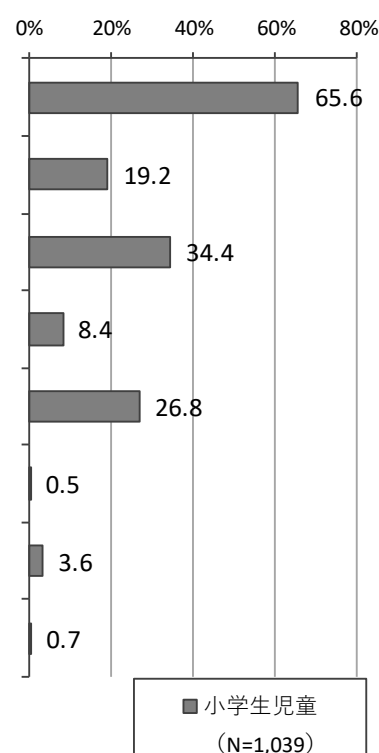
<未就学児童>（複数回答）

※子どもが5歳以上である方のみ回答



◎放課後の時間を過ごしている場所

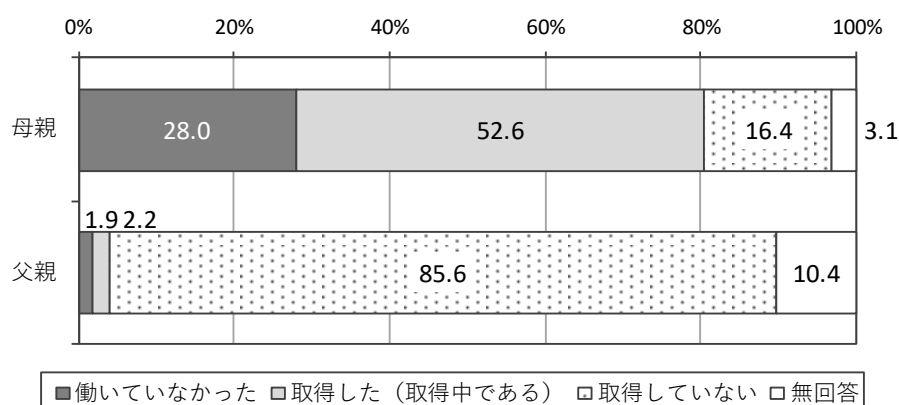
<小学生児童>（複数回答）



（６）育児休業について（未就学児童）

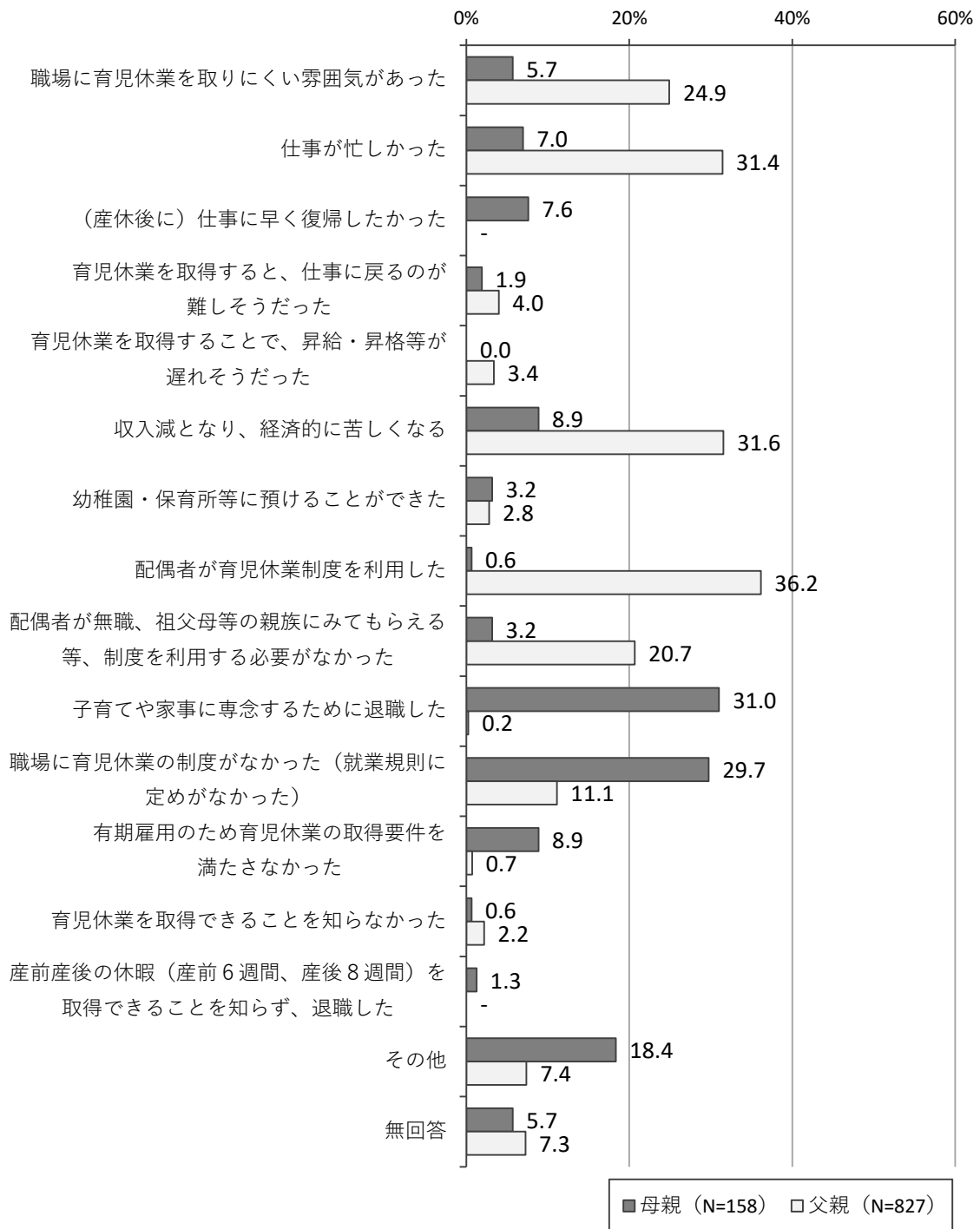
育児休業の取得の有無について、「取得していない」の割合をみると、母親は2割近く、父親は8割超となっています。

◎育児休業取得の有無（複数回答）



育児休業を取得していない理由については、母親、父親ともに職場環境や仕事を理由にあげている方が多く、仕事と子育ての両立をどう推進していくかが課題となります。また、父親については「収入減となり、経済的に苦しくなる」と回答した方が少なからずおり、これらの結果を勘案して、事業計画に反映させる必要があります。

◎育児休業を取得していない理由（複数回答）



第3節 「四万十市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育

「四万十市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)における教育・保育の数値目標と実施実績は次のとおりです。

■教育

事業名		単位	地域	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
1号認定 (3～5歳)	幼稚園・認定こども園	人	中 村	135	83
			西土佐	0	0
			合 計	135	83
2号認定 (3～5歳) 教育の利用希望が 高い者	保育所・認定こども園	人	中 村	45	36
			西土佐	0	0
			合 計	45	36

■保育

事業名		単位	地域	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
2号認定 (3～5歳)	認定こども園・保育所	人	中 村	855	573
			西土佐	39	27
			合 計	894	600
	認可を受けない 保育事業	人	中 村	8	3
			西土佐	0	0
			合 計	8	3
	事業所内保育	人	中 村	0	0
			西土佐	0	0
			合 計	0	0
	家庭的保育	人	中 村	0	0
			西土佐	0	0
			合 計	0	0

事業名			単位	地域	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
3号 認定	0歳	認定こども園・保育所	人	中 村	42	40
				西土佐	8	5
				合 計	50	45
		認可を受けない 保育事業	人	中 村	33	27
				西土佐	0	0
				合 計	33	27
		事業所内保育	人	中 村	1	3
				西土佐	0	0
				合 計	1	3
		家庭的保育	人	中 村	3	2
				西土佐	0	0
				合 計	3	2
3号 認定	1～ 2歳	認定こども園・保育所	人	中 村	401	375
				西土佐	23	19
				合 計	424	394
		認可を受けない 保育事業	人	中 村	28	18
				西土佐	0	0
				合 計	28	18
		事業所内保育	人	中 村	3	12
				西土佐	0	0
				合 計	3	12
		家庭的保育	人	中 村	2	3
				西土佐	0	0
				合 計	2	3

(2) 子ども・子育て支援サービス

「第1期計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施実績は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	地域	第 1 期計画 目標	実績 (平成 30 年度)
延長保育事業		人日 ／年	—	1,114	985
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	中村小学校	人日 ／週	—	67	46
	中村南小学校	人日 ／週	—	68	80
	東山小学校	人日 ／週	—	128	94
	具同小学校	人日 ／週	—	167	67
	下田小学校	人日 ／週	—	36	10
	東中筋小学校	人日 ／週	—	29	27
	西土佐小学校	人日 ／週	—	99	66
	合 計	人日 ／週	—	594	390
一時預かり事業	幼稚園での預かり	人日 ／年	中 村	4,347	6,578
			西土佐	0	0
			合 計	4,347	6,578
	その他一時預かり	人日 ／年	中 村	0	0
			西土佐	0	0
			合 計	0	0
妊婦一般健康診査事業		人回 ／年	—	2,902	2,574
乳児家庭全戸訪問事業		人／ 年	—	239	236
養育支援訪問事業		人回 ／年	—	210	163
子育て短期支援事業		人日 ／年	—	29	9

事業名		単位	地域	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
地域子育て支援拠点事業	延べ人数	人回 ／月	—	4,586	10,287
	実施箇所数	か所	—	2	2
病児・病後児保育事業		人日 ／年	—	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人日 ／年	—	671	0
利用者支援事業	母子保健型 実施箇所数	か所	—	1	1

(3) 第1期計画における主な取り組み状況

「第1期計画」における主な取り組みの内容は次のとおりです。

施策の内容	取り組み内容	備 考
教育事業	・ 幼稚園が認定こども園へ移行	H27年度より（なかむら園）
保育事業	・ 認定こども園への移行による保育所機能の増設 ・ 認可外施設1か所が認可保育所へ移行 ・ 家庭的保育施設が1か所実施 ・ 公立保育所2か所が休園 ・ 公立保育所2か所の建替え	H27年度より（なかむら園） H27年度より（リトル・フレンド） H30年度より（めいはうす） H30年度末（川登・本村） H29年度施工（八束） H30年度施工（川崎）
放課後児童クラブ	・ 東山小学校：学校余裕スペースの利用開始 施設改築 ・ 具同小学校：施設整備 ・ 中村南小学校：施設整備	H27年度より H29年度施工 H30年度施工 H31年度施工
地域子育て支援拠点事業	・ 子育て支援室の新設	H31年度より（にしとさ）
病児保育事業	・ 認可保育所で体調不良児型を実施 ・ ファミリー・サポート・センター事業で病児、病後児に対応	H31年度より（リトル・フレンド） H31年度より
ファミリー・サポート・センター事業	・ 事業開始	H31年度より
利用者支援事業	・ 子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置	H29年度より

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第1期計画では、『大きく咲かそう子どもの笑顔～あったか子育てのまち しまんと～』を基本理念に据え、この理念のもと、すべての子どもが健やかに育ち、それぞれの子育て家庭が地域に支えられ、子どもの成長に喜びを感じられるように、家庭、地域、事業者、関係機関、行政が協働して、「安心して子育てができる環境整備」「子育てに係る経済的・精神的負担の軽減」「多様化する保育ニーズに対応する子育て支援施策の実施」などに取り組んでまいりました。

第1期計画における取り組みの継続性並びに整合性を維持し、よりきめ細かく地域の保育ニーズを踏まえた子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画においても、この流れを発展的に継承し、あったか子育てのまちを目指し、

大きく咲かそう子どもの笑顔 ～あったか子育てのまち しまんと～

を基本理念とした、子ども・子育て支援事業計画に取り組めます。



第2節 基本目標

基本理念の内容を実現するため、下記の5項目を基本目標として掲げ、施策の方向性を明らかにするとともにその総合的な展開を図ります。

基本目標1：教育・保育の充実

子ども・子育て支援制度は、すべての子どもの幼児期における質の高い教育・保育を保障することを目指しています。ニーズ調査結果をみると、平日に定期的な教育・保育事業を利用している方が大半を占めており、前回の調査と比較して利用率が上昇していることがうかがえます。また、各教育・保育事業について利用希望の割合をみると、ほとんどの事業において、利用状況の割合を上回っていることから、教育・保育のニーズの多様化がうかがえます。本市では、こうした現状を踏まえて、「四万十市総合計画」と連携しながら、すべての地域の子どもが家庭の状況にかかわらず、等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。

基本目標2：地域における子育ての支援

基本理念に掲げたとおり、みんなが子どもを見守り育ていけるような『あったか子育てのまち』づくりを推進するとともに、身近な場所で利用できる子育てサービスの充実に努め、その情報がしっかりと届くよう取り組みます。また、子育て支援を行うサークルや子ども会などの自主活動組織のネットワーク化を支援し、地域全体での子育て支援の取り組みを推進します。

基本目標3：子と親の健康確保と少子化への対応

働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、出産年齢も自ずと上昇している昨今、母子の健康を定期的に確認するための妊婦健康診査の重要性が一層高まってきています。親子の健康確保のため、各種健診・相談機械の充実と望ましい食生活の推進を図るとともに、これまでの母子保健対策等の取り組みを維持・充実させ、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる体制づくりを推進します。

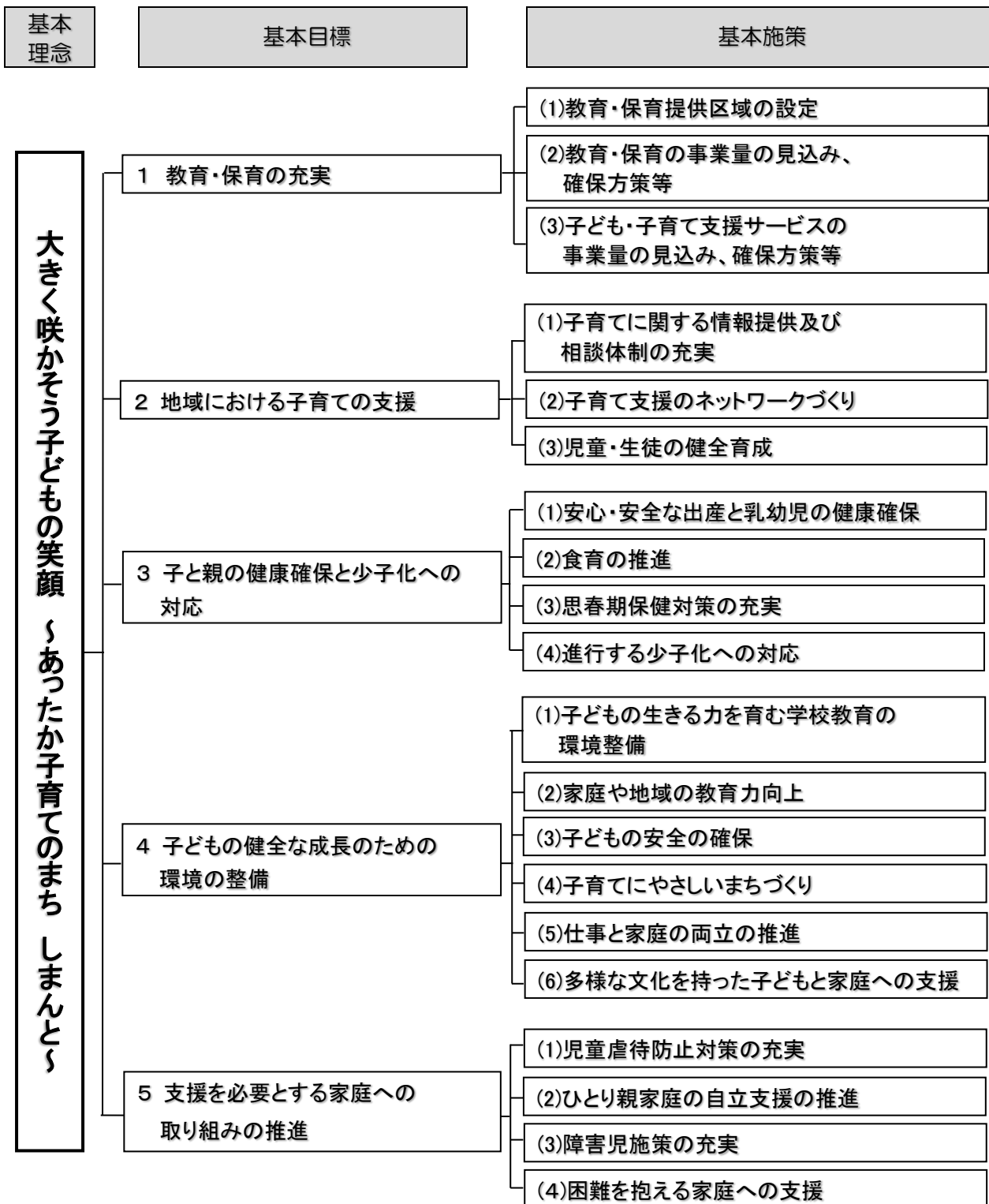
基本目標4：子どもの健全な成長のための環境の整備

子どもの豊かな心・健やかな身体・確かな学力を育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域の教育力を向上させることが必要です。このため、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境の整備・充実に努めるとともに、子どもの安全な成長のため、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備に取り組みます。また、国際化が進む中で今後増加が予想される外国にルーツを持つ子どもや子育て世帯が、安心して暮らすことのできる多文化共生の地域づくりを推進します。

基本目標5：支援を必要とする家庭への取り組みの推進

子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応のためには、関係機関が連携し、迅速かつ適切に対応することが必要です。また、近年では、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行しており、ニーズ調査結果からも、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいない家庭の存在がうかがえます。障害のある子どもや、ひとり親家庭の子ども等、さまざまな状況にあるすべての子どもが等しく健やかに育つよう、行き届いた支援を推進します。さらに、経済的困難を抱える家庭への支援を推進し、すべての家庭が安心して子育てができるまちづくりに努めます。

第3節 施策の体系



第4章 施策の展開

第1節 教育・保育の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、地域性、教育・保育施設の整備状況等を踏まえたうえで、一体的で効率的な資源の活用が可能であると考え、教育・保育提供区域を市内全域の1区域とします。

(2) 教育・保育の事業量の見込み、確保方策等

■各年度における教育・保育の量の見込み

①教育の量の見込みと確保方策

単位：人／年

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み		70	60	130	70	60	130	68	59	127
②確保方策	幼稚園・認定こども園	105	60	165	120	60	180	120	60	180
②-①		35	0	35	50	0	50	52	1	53

		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み		65	56	121	64	56	120
②確保方策	幼稚園・認定こども園	120	60	180	120	60	180
②-①		55	4	59	56	4	60

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■教育の確保方策の内容

- ・現在、市内1か所（私立：1か所）で事業を実施しています。

★教育・保育の一体的な提供

- ・令和3年度より認可保育所が認定こども園へ移行する予定です。
- ・その他の施設の認定こども園への移行や整備については、地域性等を考慮しながら必要性について検討していきます。

②保育の量の見込みと確保方策

単位：人／年

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		567	51	412	566	50	412	549	49	403
②確保 方策	認定こども園・保育所	871	50	428	897	67	410	897	67	410
	認可を受けない保育 事業	13	17	20	8	12	15	8	12	15
	事業所内保育	-	1	3	-	1	3	-	1	3
	家庭的保育	-	3	2	-	3	2	-	3	2
②-①		317	20	41	339	33	18	356	34	27

		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		536	48	394	523	47	383
②確保 方策	認定こども園・保育所	897	67	410	897	67	410
	認可を受けない保育 事業	8	12	15	8	12	15
	事業所内保育	-	1	3	-	1	3
	家庭的保育	-	3	2	-	3	2
②-①		369	35	36	382	36	47

■保育の確保方策の内容

- ・現在、市内20か所（公立：15か所、私立：5か所）で事業を実施しております。
- ・ニーズ調査の結果より、現在の供給体制及び供給量で全体としては充足していると考えられますが、年齢によっては待機児童が発生している現状を踏まえ、受け入れ態勢の整備を行っていきます。
- ・広域利用も見込まれるため、入園を希望する市町において円滑な利用ができるよう、近隣市町との連携に努めます。
- ・令和2年度末に公立保育所1か所、認可外保育施設1か所が閉所となる予定です。
- ・令和3年度より公立保育所で0歳の受け入れ定員の増を行う予定です。
- ・令和3年度に認可保育所1か所の認定こども園への移行が行われる予定です。
- ・令和6年度より認可外保育施設の認可保育所への移行が行われる予定ですが、定員等について確定していないため、本計画には反映させていません。

③教育・保育の質の確保及び向上

乳幼児期の教育・保育の実施において質及び安全性の確保及び向上を図るために、保育士等の人材確保に努めるとともに、資質向上のための研修の場の提供や専門性を有するアドバイザーによる助言の提供を行います。また、公立・私立にかかわらずすべての教育・保育に関係する職員が一体的な事業の実施ができるよう、合同研修の開催などを検討します。

④関係機関との連携

保育所等での生活が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校への接続を意識した保育を実施するとともに、小学校児童との交流や職員同士の意見交換等を実施し、小学校への円滑な接続に努めます。

また、主に低年齢児に対して地域に根差した保育の場の提供を行っている地域型保育事業と保育所等の連携についても、意見交換などにより十分な情報共有を図れるよう取り組みます。

■幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取り組みであり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。
施設等 利用 給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外(無認可)保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3～5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

（３）子ども・子育て支援サービスの事業量の見込み、確保方策等

■各年度における子ども・子育て支援事業の量の見込み

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	940	938	913	882	869
②確保方策	940	938	913	882	869
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、市内20か所（公立：15か所、私立：5か所）で事業を実施しております。
- ・現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対し、学校等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	135	131	130	127	123
	小学2年生	148	145	144	138	137
	小学3年生	89	88	88	85	82
	小学4年生	23	23	23	23	22
	小学5年生	20	20	20	20	18
	小学6年生	19	19	19	18	17
	合計	434	426	424	411	399
②確保方策		516	516	516	516	516
②－①		82	90	92	105	117

■確保方策の内容

- ・現在、市内7か所（中村小学校・中村南小学校・東山小学校・具同小学校・下田小学校・東中筋小学校・西土佐小学校）で事業を実施しています。
- ・実施しているすべての児童クラブで施設整備が完了しており、供給体制は確保されています。
- ・四万十市における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施目標は1か所以上とします。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施については、放課後児童クラブの充実を図り、安全・安心な放課後の居場所の確保に努めたうえで、学校関係者と話し合うなど学校の協力を求め、連携を目指します。
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用については、子育て支援課、教育委員会及び学校関係者において積極的な情報交換・共有を図り、活用につながるよう努めます。
- ・特別な配慮を必要とする児童が安心して利用ができるように、受け入れ態勢を整備していきます。
- ・実情に応じて、放課後児童クラブの開所時間の延長について検討します。
- ・地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討については、子ども・子育て会議及び運営委員会等において行います。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が、子どもの自主性、社会性等の向上に寄与できるよう取り組みます。また、その取り組み内容が保護者や地域住民等に理解してもらえるように周知に努めます。

●放課後児童クラブ 実施小学校ごとの状況と取り組み

中村小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	31	30	30	29	28
	小学2年生	15	15	15	14	14
	小学3年生	9	9	9	8	8
	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	56	55	55	52	51
②確保方策		69	69	69	69	69
②－①		13	14	14	17	18

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

中村南小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	19	19	18	18	18
	小学2年生	40	39	38	37	37
	小学3年生	12	12	12	12	11
	小学4年生	4	4	4	4	4
	小学5年生	4	4	4	4	4
	小学6年生	1	1	1	1	1
	合計	80	79	77	76	75
②確保方策		93	93	93	93	93
②－①		13	14	16	17	18

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

東山小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	36	35	35	34	33
	小学2年生	29	28	28	27	27
	小学3年生	33	33	33	32	31
	小学4年生	0	0	0	0	0
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	98	96	96	93	91
②確保方策		98	98	98	98	98
②－①		0	2	2	5	7

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

具同小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	33	32	32	31	30
	小学2年生	37	36	36	35	34
	小学3年生	20	19	19	19	18
	小学4年生	4	4	4	4	4
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	1	1	1	1	1
	合計	95	92	92	90	87
②確保方策		92	92	92	92	92
②－①		▲3	0	0	2	5

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

下田小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	4	4	4	4	4
	小学2年生	10	10	10	9	9
	小学3年生	1	1	1	1	1
	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	16	16	16	15	15
②確保方策		36	36	36	36	36
②－①		20	20	20	21	21

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

東中筋小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	4	4	4	4	3
	小学2年生	2	2	2	2	2
	小学3年生	3	3	3	3	3
	小学4年生	5	5	5	5	5
	小学5年生	8	8	8	8	7
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	22	22	22	22	20
②確保方策		29	29	29	29	29
②－①		7	7	7	7	9

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

西土佐小学校

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学1年生	8	7	7	7	7
	小学2年生	15	15	15	14	14
	小学3年生	11	11	11	10	10
	小学4年生	8	8	8	8	7
	小学5年生	8	8	8	8	7
	小学6年生	17	17	17	16	15
	合計	67	66	66	63	60
②確保方策		99	99	99	99	99
②－①		32	33	33	36	39

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

●参考：放課後子ども教室

■取り組み内容及び確保方策の内容

- ・現在、市内8か所（八束小学校・中筋小学校・利岡小学校・川登小学校・蕨岡小学校・大用小学校・竹島小学校・西土佐小学校）で事業を実施しています。
- ・すべての子どもが放課後、安全で安心な活動拠点において、学習や体験・交流活動が行えるよう、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

●参考：児童館事業

■取り組み内容及び確保方策の内容

- ・子どもが放課後などに、遊びなどをおして心身の健康の増進や知的・社会的能力を高め情緒を豊かにすることを目的に、市内1か所で事業を実施しています。
- ・子どもの環境や状況等にかかわらず、自由に来館し過ごすことができる施設として、遊びや学びの場を提供しています。
- ・今後も引き続き、家庭や学校等と連携を取り、子どもの健全な育成に寄与できるよう取り組みます。

③子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業＜ショートステイ事業＞及び夜間養護等事業＜トワイライトステイ事業＞）です。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	29	29	29	29	29
②－①	29	29	29	29	29

■確保方策の内容

- ・現在、市内1か所（児童福祉施設 若草園）でショートステイ事業を実施しています。
- ・ニーズ量は算出されませんでしたが、必要とする事例が発生した場合に対応できるように、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。
- ・トワイライト事業については、今後の状況により、事業の実施を検討します。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,071	12,018	11,720	11,440	11,160
確保方策	②延べ人数	12,071	12,018	11,720	11,440
	実施箇所数（か所）	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、市内2か所（地域子育て支援センターなかむら：ぽっぽ、地域子育て支援センターにしとさ：びよっこ）で事業を実施しています。
- ・現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、過去5年間の利用実績の平均を見込み量と設定しています。引き続き現体制での事業提供を行いつつ、ニーズに応じて、現施設の拡充もしくは新たな事業の実施を検討します。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	9,361	9,139	9,017	8,798	8,598
	②確保方策	9,361	9,139	9,017	8,798	8,598
	②－①	0	0	0	0	0
その他一時預かり	①量の見込み	20	20	19	19	18
	②確保方策	20	20	19	19	19
	②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・幼稚園の預かり保育については、なかむら園・中村幼稚園が通園している園児を対象に実施をしており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・その他の一時預かりについては、公立保育所での実施はありませんが、現在、地域内託児所で実施しており、民間施設にて見込み量は確保できる体制になっています。現体制での事業提供を行いつつ、市の公共施設等での実施も検討していきます。

⑥病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに、一時的に保育を行う事業です。

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育事業 (施設型)	①量の見込み	86	85	83	80	79
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②－①	▲86	▲85	▲83	▲80	▲79
体調不良児対応型	①量の見込み	94	92	91	88	86
	②確保方策	94	92	91	88	86
	②－①	0	0	0	0	0
子育て援助活動 支援事業（病児・ 緊急対応強化 事業）	①量の見込み	40	40	40	40	40
	②確保方策	40	40	40	40	40
	②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、市内では体調不良児対応型（認可保育所 1 か所）とファミリー・サポート・センター事業で実施しています。
- ・ニーズ調査では、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応において、未就学児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」がもっとも高く、病児・病後児保育事業の利用意向をみると、利用を希望する方の割合が、未就学児童では 53.3%、小学生児童では 45.2%と、およそ半数となるなど、病児保育に対するニーズは高い状況です。
- ・病児保育事業を実施するには、施設整備に加え医療機関との連携も必要なことから、現段階では事業実施の見通しはたっていませんが、今後は広域も視野に入れて、実施を検討していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	30	40	50	60
②確保方策	20	30	40	50	60
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・令和元年7月から事業を開始しました。
- ・地域のニーズへの対応として、病児・病後児の受け入れ、ひとり親等への利用支援などを行います。
- ・人口は減少していますが、事業の認知度が上がることにより利用数が増えることを見込んでいます。
- ・広域利用（他市町村住民の受け入れ）については、近隣市町村の状況をみながら検討していきます。

⑧妊婦一般健康診査事業

妊婦の健康の保持増進と胎児の健康を守るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,550	2,490	2,450	2,390	2,340
②確保方策	2,550	2,490	2,450	2,390	2,340
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、地域内外（市外も含む）の各医療機関で実施しています。
- ・過去の利用実績から、0歳児の推計人口をもとに見込み量を設定しました。
- ・母子健康手帳交付時に14回の受診券を配布しています。受診率の向上を目指して啓発活動を行うとともに、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	255	249	245	239	234
②確保方策	255	249	245	239	234
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、保健師・助産師等で実施しています。
- ・各年度の0歳児の推計人口を見込み量として設定しました。引き続き現体制で事業を実施し、訪問率100%を目指します。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	174	170	167	163	160
②確保方策	174	170	167	163	160
②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・現在、保健師・助産師等で実施しています。
- ・これまでの利用実績から、人口の減少を考慮し、見込み量を設定しました。引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑪利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市においては、主に妊産婦及び乳幼児における、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行う場所を設置し、医療機関や関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から就学前にわたって切れ目なく総合的に支援する体制づくりを進めていきます。

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②－①	0	0	0	0	0
母子保健型	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

- ・平成29年4月から子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置しています。
- ・母子保健コーディネーター（保健師）を配置し、地域子育て支援センターと協同で妊娠期から就学前にわたり切れ目のない支援を行います。
- ・母子保健コーディネーターを中心に全妊婦と面談し、必要に応じて支援プランを作成します。
- ・地区担当保健師及び関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦等のニーズに応じた支援につなげていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して市町村が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じて助成する事業です。

■確保方策の内容

- ・現在、市内では事業を実施しておりません。今後は状況に応じて検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■確保方策の内容

- ・現在、市内では事業を実施しておりません。今後は状況に応じて検討していきます。

第2節 地域における子育ての支援

■現状と課題

本市の世帯数はおおむね増加傾向にありますが、1世帯あたり人口は年々減少しており、人口及び出生数の減少と合わせて、少子化、核家族化の進行がみられます。また、幡多地域の中核を担う本市には、国や県の出先機関や企業の進出が多く、転勤世帯が多くみられます。社会的な風潮だけでなく、このような地域性等の要因により、人間関係や、地域におけるつながりの希薄化が深刻化しています。

ニーズ調査では、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無において、「いずれもない」と回答した方が、未就学児童では8.9%、小学生児童では10.0%いました。未就学児童家庭、小学生児童家庭ともに、いざという時に子どもを頼める人がいない家庭が約1割いるという結果になっています。また、前回調査では、未就学児童で9.0%、小学生児童で5.8%であったことを踏まえると、子育て家庭の孤立化が進行していることがうかがえます。

このため、出産・育児に関する不安や悩みを軽減・解消できるよう、子育てに関する各種制度について、分かりやすくタイムリーに情報を提供するとともに、相談体制の充実・周知に取り組めます。また、住民参加型の子育て支援自主活動組織（ボランティア・NPO活動）の活動や、新団体の組織化を支援するなど、子育て支援のネットワークづくりに努め、地域における子育て支援を促進します。さらに、地域人材を活用した放課後子ども教室や学童保育を引き続き実施し、地域ぐるみで児童の健全育成を図ります。

（1）子育てに関する情報提供及び相談体制の充実

○情報提供体制の整備

各種制度について、必要な情報を分かりやすく提供できるよう、広報誌への掲載やホームページの定期的更新を引き続き行うとともに、今後はSNS等を活用した、よりタイムリーな情報発信を検討します。

個別の申請が必要な制度については、学校や保育所等を通じて各家庭に直接周知するほか、「子育て支援ガイドブック」による周知も行うなど、子育てに関する情報がしっかりと届くように、関係機関が連携した情報提供方法を模索していきます。

○育児相談体制の充実

育児相談については、子育て支援センター等で対応しており、今後も現状の体制を維持するとともに、保護者が相談しやすい環境を整えます。

また、新生児・乳児訪問、乳児健診等でのチラシ配布のほか、広報誌やホームページによる相談事業の周知を図っています。

（２）子育て支援のネットワークづくり

○地域における子育てネットワークの形成

子どもが地域で健やかに育つことができるよう、地域の人材を活用した放課後子ども教室等を引き続き実施するとともに、声かけ運動や見守り隊の活動を支援し、民生委員・児童委員等と連携した子育てネットワークづくりに取り組んでいきます。

○子育てサークル・世代間交流の促進

自主サークルの活動については、活動に関する相談や運営方法に関する指導など、取り組みへの支援を行っていきます。さらに、この自主サークル活動を子育て支援ガイドブックやホームページ、広報誌を通じて紹介するとともに、保育所等へのチラシ配布などについて協力していきます。

また、活動支援補助金制度により、サークル活動の活性化を促すとともに、今後は、新たな団体の組織化や活動の実施も支援します。

（３）児童・生徒の健全育成

○青少年育成及び家庭・各関係機関の連携

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、青少年の育成への寄与に努めます。そのため、青少年健全育成四万十市民会議の活動内容の周知・広報を徹底することにより、運営への関心を高め、市民参加につなげます。

○地域による育成活動の支援

美しい自然などの社会資源を活用した子ども会活動の充実化に努めます。多くの子どもたちに育成活動に参加してもらえるよう、広報だけでなく既存団体を通じて参加者を募ります。

第3節 子と親の健康確保と少子化への対応

■現状と課題

近年、家庭環境や生活環境の変化等により、子どもの食生活の乱れやアレルギー、体力・運動能力の低下が問題となっています。また、母親の育児疲れや育児不安等、子育てに対するストレスから生じる問題も少なくありません。妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における支援の充実を図るとともに、子育てをする人同士が互いに相談し合えるような場の提供に努めます。

さらに、救急医療体制を継続することはもとより、小児医療に関する周知を徹底することにより、病児・病後児とその家族を支えます。

合わせて、深刻化する少子化に対応するため、妊娠・出産に係る支援の充実等を積極的に行っていきます。

(1) 安心・安全な出産と乳幼児の健康確保

○安心・安全な出産への支援

母親が安心して妊娠・出産にのぞめるよう、妊婦教室の内容を充実させていきます。ハイリスク妊婦については、早い段階で把握をして妊婦教室への勧誘や訪問等による支援に努めていきます。また、対象者には必要なときに来所・電話相談も気軽にしてもらえよう、周知を行います。妊娠後期には、助産師による電話での相談や指導を行っていきます。

○栄養相談

子育ての不安や悩みを解消するために、今後も乳幼児健診や乳幼児相談時に管理栄養士や保健師による栄養指導や離乳食相談を継続していきます。そのためにも、関係機関に協力を得ながら、対応できる管理栄養士の確保に努めていきます。

○救急医療等、小児医療に関する情報の周知・広報

休日及び休日の夜間における在宅当番医制度を継続して行うことで、市民の急病者の医療を確保しています。また、救急医療機関との連携を含めた医療体制について周知・広報に努めます。さらに、小児に関する緊急時の対応として、小児救急電話相談（#8000）をホームページや子育て支援ガイドブックで周知するとともに、平日夜間における二次救急医療体制を確保します。

(2) 食育の推進

○学校・保育所での食育

子ども自身が「食」についての理解を深め自ら実践できるよう、食育計画に基づいて、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じ、保育所や学校等において食育カリキュラムや体験型学習を活用した食育に取り組み、健康な心、身体づくりにつなげていきます。

また、食べ物教室や菜園活動、行事食等を実施するとともに、地域性の高い食材や献立を取り入れる等の地産地消の普及を行い、給食を単なる食事の提供ではなく、食に対する理解を促すための教材として活用していきます。さらに、家庭への食に関する情報発信の充実、食教育への保護者参画機会の拡大を図ります。

○妊婦・乳幼児の食育

妊婦教室にて妊娠期の食生活についての講話や個別相談を行い、乳幼児相談では離乳食に関する相談に個別に対応します。

また、地域子育て支援センターで月1回の管理栄養士による栄養相談の日を設けるほか、離乳食講習会や弁当の日の取り組みを実施するなど、妊婦と乳幼児を持つ保護者への支援体制を充実させていきます。

○食に関する学習会の促進

食生活改善推進員による学校訪問及び食育講座を継続するほか、保護者をはじめすべての市民に対して、食に関する学習会等による知識の習得、情報提供の実施を推進します。

○健全な生活習慣の構築

成長の各段階、生活の各場面で食育を推進し、望ましい食生活の実現や生活リズムの改善など、健全な生活習慣の構築に努めていきます。

(3) 思春期保健対策の充実

○思春期の健康づくり

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康状態が生涯の健康に大きく影響するといわれています。喫煙や飲酒、薬物等が身体に及ぼす害についての学習を早い段階から取り組むことによって、安易な意思に惑わされない強い意思を育てていきます。また、性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が正しい性知識を得られるよう情報の発信、学習の場の充実を図ります。さらに、子ども・保護者が相談しやすく、そこから思春期の健康づくりを進めることができるような体制づくりを推進します。

○いのちの大切さを育てる教育の充実

思春期である中高生に、思いやりの心や感謝の気持ち、命の尊さなどを大切にすることを目的として、職場体験等での乳幼児とのふれあい体験や、思春期ふれあい体験学習を行います。

また、子育てサークルの活動等へのボランティア参加を、学校を通じて呼びかけ、子育て中の親子とふれあう機会を提供していきます。

（４）進行する少子化への対応

○出会い・結婚への支援

若者が結婚を前向きに捉えられるよう、地域全体での支援や気運づくりに努めるとともに、民間団体との連携による出会いイベントを実施するほか、「出会いサポート事業」の登録者や婚活サポーターの増員を図り、マッチングやカップルの成立を支援します。

○妊娠・出産に係る支援の充実

安心して子どもを産むことのできる地域社会の形成を目指して、妊婦一般健康診査受診券を発行するほか、少子化対策の一環として不妊治療等に必要な経費の一部を助成していきます。また、出産費用の負担が困難な方に対して、出産費用の一部を公費で負担する「助産制度」の紹介を行っていきます。

○総合的な連携体制・支援体制の整備

本市で充実した子育てができるよう、行政のみならず、地域住民や「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に参加している市内の企業・団体に対し、市が行う子育て支援事業への協力などを呼びかけ、子育てに関する総合的な連携体制・支援体制づくりを行います。

第4節 子どもの健全な成長のための環境の整備

■現状と課題

子どもを取り巻く環境が複雑さを増す中で、子ども自身に強く生きる力を身につけさせることが求められていると同時に、子どもや子育て家庭が安全・安心に過ごせる居場所や環境整備へのニーズが高まっています。

ニーズ調査では、母親の就労状況について「フルタイム（休業中を含む）」と「パートタイム（休業中を含む）」を合わせると、未就学児童では82.9%、小学生児童では88.1%となっており、この結果は、全国からみても高い割合となっています。また、前回調査と比較すると、本市における母親の就労率は上昇していることがうかがえます。

働きながら子育てをする女性が多い本市においては、保護者の仕事と家庭の両立、男女共同参画を推進するための環境づくりが重要な課題となってきます。

子どもの健全な成長のためには、心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、学齢期の適切な教育へと継続されていくことが大切です。子どもの時間に保護者が寄り添い、充実した環境の中で家庭及び地域・学校教育が推進されるよう、子どもと子育て家庭に対する地域支援の整備を図っていきます。

（１）子どもの生きる力を育む学校教育の環境整備

○生きる力を育てる学校教育等の推進

一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むとともに、学習指導要領に基づき、学校経営計画を策定し、学力向上と創造性の育成を推進していきます。また、子どもが主体性や社会性、創造性を育み、健全でたくましい「生きる力」を得ることができるよう、学校教育の改善・充実に努めるとともに、子どもの個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。

○効率的な教育環境の整備

子どもたちが安心安全な環境で学習し成長できるよう、適宜に学校施設や学習備品の改修・整備を行います。また、少子化の中、適正規模で、できるだけ良い条件で子どもが学習できるように、地域・保護者の理解を得る努力をし、学校の再編等に取り組みます。

○学校保健の推進

学校における子どもの健康と安全を確保するため、学校保健安全法に基づいた、児童・生徒等の健康保持や健康増進のための就学児健康診断等を実施します。また、学校教育法に基づき、「健康な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ること。」を目的として、保健教育を実施します。

○安全管理の推進

児童・生徒の事故災害を防止し、安全な学校生活を確保するため、系統的・計画的な指導を行い、実態の把握と分析に努めるとともに、補導センターによる巡回指導や登下校防犯プランなど、不審者対策を実施していきます。

○地域学校協働活動の推進

地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術を持つ地域の人を講師として招いたりする等、子どもたちの多様なニーズに対応できる、地域学校協働活動の推進に努めます。

○教育相談体制の充実

いじめ・暴力行為・不登校等の問題に対し、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、問題の発生を未然に防止する予防的観点から、引き続きスクールカウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）を配置して、効果的な取り組みを実施します。

（２）家庭や地域の教育力向上

○家族関係の充実

親子をはじめとした家族間のふれあいの大切さを認識し、子どもを温かく育み充実した家庭教育が行われるよう、学校・保健・福祉・保健所等の関連機関が連携し、発育や性に関する教育や社会的役割を学習する機会の充実を図っていきます。また、PTA活動に対する補助の実施や教育委員会との懇談会の開催などにより、活動の活性化を支援していきます。

○家庭教育を学習する機会の充実

核家族化と少子化が進む中で、ネグレクト（育児放棄）を含む児童虐待や、しつけに悩む親の増加といったことが社会現象化し、問題となっていることを踏まえ、子育ての知識や手法、意義を学ぶための教育講演会等を実施していきます。

また、子育て中の保護者が、子育てへの楽しみ・喜びを感じられるよう、地域社会が一体となって支援するとともに、次代を担う中高生等に対しては、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、夫婦の家事・育児のあり方についても学習機会を提供し、子育てをする家庭環境への理解を促進します。

○体験学習活動の推進

四万十川や周辺の自然への興味・関心を持ってもらえるよう、親子を対象とした体験学習や環境学習を実施します。

また、子どもの成長・発達段階に応じた読書活動が推進できる環境を整え、読書が子どもたちのよりよい人生の糧となるよう取り組みを進めていきます。

(3) 子どもの安全の確保

○道路交通環境の整備

安全な通学・通園路等を確保するために、教育委員会・警察・道路管理者による四万十市通学路安全対策連絡協議会を開催し、子どもを含めた交通弱者の立場に立った安全対策に努めます。

○交通安全を確保するための活動の推進

保育所、幼稚園、小学校等においては、実技指導やビデオ学習による巡回交通安全教室を開催します。また、交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、交通安全指導員や関係機関等と連携して、街頭指導や啓発活動を実施します。

さらに、地域の実情に即した交通安全運動を推進するため、市、警察、学校、保育所、関係民間団体等と連携・協力をとりながら、交通安全指導員等の指導力向上と地域における民間指導者の育成を図っていきます。

○子ども見守り活動の推進

地域における通園・通学路での声かけ運動、地域と警察の連携による「子ども110番」等、地域、保育所・学校、PTA、関係機関が連携を強化し、不審者に対する対応や犯罪被害に関する情報提供、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。また、通園・通学路や公園等などにおける子どもの誘拐等の犯罪を防ぐために、スクールガードリーダーによる見守り活動を実施していきます。

○犯罪被害に遭った子どもの保護とケア

交通事故や犯罪等の被害に遭った子どもの心身の健全な発達と自立を促していくために、専門家による継続的なカウンセリング等、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。また、心のケアが必要な子どもの発見につなげられるよう、保育所・学校等と要保護・要支援児童対策についての認識の共有を図っていきます。

（４）子育てにやさしいまちづくり

○子育てにやさしい施設の推進

子育て家庭が子どもを連れて、気軽に安全に外出できるまちになるよう、キッズトイレや授乳室の設置、キッズスペースの整備、ベビーチェア等の整備、段差等をなくすなどのユニバーサルデザインを取り入れた、子育てにやさしい施設づくりを推進します。

○子育てに配慮した地域の意識啓発

子どもや妊産婦に配慮した地域、人にやさしい地域の意識啓発を引き続き行っていきます。また、妊婦に対して「こうちあったかパーキング制度」の周知を行うほか、必要な情報については、各ツールを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。

○公園等の身近な遊び場の整備

子どもの安全・自由に遊べる公園や水辺の空間等、身近な遊び場の整備充実を図ります。また、公園施設長寿命化計画に基づき、各種施設の修繕・改修を実施し、適正な維持管理・公園運営を行います。

○良質な住宅及び良好な居住環境の確保

若者や子育て世代が住みやすいまちとなるよう、良質な公共住宅の充実や民間賃貸住宅の情報提供・相談に応じ、住宅に困窮している子育て家庭への支援を行います。また、移住者に対する空き家の情報提供や改修に対する補助事業等も行っています。

（５）仕事と家庭の両立の推進

○男女共同参画の推進

家事や子育て介護の場面で、男女が協力し合うという意義を啓発するため、引き続き男女共同参画推進に係る講座などを通じて、市民の学習機会の充実に努めていきます。さらに、妊娠届出時に、子育て支援ガイドブックやパパの本（高知県作成）を配布し、父親になる方の妊婦教室への参加や父母が協力し合う子育ての形を促進していきます。

今後も、固定的な役割分担意識を見直し、男女が適切な役割を分担していくよう、意識啓発を推進します。また、法の趣旨や社会的要請等について理解を求めていくとともに、雇用主への子育て家庭への意識改革、社員等への働き方の見直しについて、啓発・広報を進めていきます。

○若者定住を目指した就労支援施策の推進

若者の定住を目指し、都市機能の確保を図りながら、雇用の場の拡充と就労の支援に努めます。また、Ｕターン・Ｉターン等による定住希望者に対し、就労等に関してきめ細かい情報提供を行うとともに、ＮＰＯとの連携による相談体制の充実に努めることで、移住・定住者の増加につなげます。

○育児休業や介護・看護休暇制度等の普及啓発

育児・介護休業法による、育児休業や介護休業、看護休暇制度が広く普及されるよう、商工業関連団体に協力を依頼し、その趣旨や内容の啓発・広報活動を進めていきます。また、国・県・ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら推進していきます。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備に取り組みます。

そのためにも、事業主等に対し、子育て家庭を理解し応援する環境づくりに努めるよう働きかけを行います。また、家庭生活の大切さと、仕事と両立することの重要性について、各ツールを活用した情報発信に取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」に関する講習会を開催するなど啓発に努めます。

（６）多様な文化を持った子どもと家庭への支援

○異文化の理解の促進

異なった文化や習慣を持つ方々に、偏見や排他的な意識を持つことなく、多様な価値観との出会いや、ふれあいの中から共に生きていくための意識の高揚を図るよう努めます。

○学校教育における国際理解の促進

国際社会・情報社会の中で力を発揮できる人づくりのため、異文化の理解、外国語教育の充実や情報活用能力を育てる教育を推進します。また、外国籍の児童や生徒と共に生きていく資質や態度の育成に努めます。

○外国人が子育てしやすい生活環境づくり

外国人が安心して子育てができるように、保育・教育施設での受け入れ環境を整備するとともに、子育てに関する情報提供ツールの整備に努めます。また、関係機関との連携により、相談体制の充実に努めます。

第5節 支援を必要とする家庭への取り組みの推進

■現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は少子化や核家族化、厳しい社会経済の情勢等の影響から大きく変化しており、ニートやひきこもり、不登校、いじめ、虐待の増大、障害のある子どもの増加・多様化、貧困等、子どもをめぐるさまざまな問題がますます深刻化する状況となっています。

このような流れの中で、児童虐待防止対策を含む要支援家庭への対応がさらに重要となることから、要支援家庭のためのネットワークの構築をはじめ、すべての児童・生徒が適切な教育の機会が得られるように、障害等により支援を必要とする児童・生徒やひとり親家庭等、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する支援をきめ細かに実施することで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない支援を行います。

（１）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待に関する相談体制の整備

家庭相談員や児童虐待防止対策コーディネーターの配置を継続し、虐待防止及び家庭への総合的な支援体制を維持します。また、継続的な支援にあたっては、定期的に状況把握と支援方針の確認を行う会議を実施します。また、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、要支援児童や要保護児童及びその家庭、特定妊婦等について、組織的に支援する体制を構築していきます。

○児童虐待の防止に関する周知・啓発

児童虐待事案や、課題を抱えた保護者等が早期に適切な相談窓口につながれるように、児童虐待の防止に関する各種広報等に取り組み、広く市民に啓発を行います。

また、対応にあたる各関係機関が児童虐待の防止に関する共通認識を持ち、児童やその保護者等に適切な支援が行えるよう、正しい情報の周知・啓発を行います。

○要保護児童対策地域協議会の充実

要保護児童等に関する支援方針について、日頃から関係機関との情報共有に努めるとともに、定期的に福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関と協議の場を持つことで各ケースのリスクと支援方針について共通認識を持ち、連携のもと、児童虐待の防止に向けた早期発見と適切な対応に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

○ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、医療費助成や児童扶養手当の給付など、現行の支援を継続するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援事業費補助金の周知に努めていきます。

○ひとり親家庭に対する相談体制の充実

必要な情報について広報誌やホームページ等による周知を図るとともに、地域におけるひとり親家庭の現状の把握に努め、相談・支援体制の充実化を図ります。

○就労支援の充実

ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、ひとり親家庭自立支援教育訓練事業等の活用、普及を行います。

(3) 障害児施策の充実

○障害の早期発見

発達の遅れや心身に障害のある児童について、学校・保育所等より障害の疑いがあるとの情報が提供された場合や、保護者からの相談、乳幼児健診で発達フォローとなった場合は、関係機関と連携し、必要な相談機関へつなげるなど、早期の対応に努めます。また、発達の遅れや心身に障害のある児童については、保育所での加配の必要性を判断する体制を整え、児童の健やかな成長を促すとともに、相談・支援体制の充実を図り、保護者の不安の解消に努めます。

○障害のある人への理解、学習機会等の充実

障害のある人への理解を深めるため、学校において人権教育の充実に努めます。また、社会人に対しても人権教育講座等で学習機会を提供するとともに、関係機関の連携体制を拡充し、相談体制の充実を図ります。

○家族会・ボランティアグループへの支援

障害のある子どもを持つ家庭のネットワークを築いていくとともに、必要に応じて組織化や連携についての支援を行っていきます

○特別支援教育の推進

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等を含めた障害のある児童について、関係機関との連携により、特別支援教育を支援するネットワークの充実を図ります。また、各学校の特別支援教育学校コーディネーターを対象に研修会を実施し、専門的な対応のできる総合的な教育支援体制を整備していきます。

（４）困難を抱える家庭への支援

○子育てに伴う経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を少しでも軽減できるよう、中学校修了までを対象とした乳幼児医療費の助成や児童手当諸制度及び各種奨学資金制度を実施するほか、低年齢児や多子世帯の保育料及び給食費等の軽減の検討、各種制度の拡充について国・県に対して要請していきます。また、各助成制度についてホームページや広報誌に掲載するほか、制度改正が行われたとき等には、個別に通知する等、一層の周知に努めます。

○子育て援助活動の推進

緊急時に子育ての援助をしてもらうことができる親族や友人等が周囲にいない方に対し、子育てネットワークへの参加を呼びかけるとともに、一時的に子どもを預けることのできる「ファミリー・サポート・センター事業」や「一時預かり事業」等の子育て支援施策の拡充を図ります。

○子どもの居場所づくり

子どもの孤立を防止するために、子どもが安心して過ごせる居場所を提供できるよう取り組みます。また、子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、地域との交流を図ることができる子ども食堂の活動を支援します。

○関係機関と連携した支援

育児に多くの困難が伴う多胎児を持つ家庭や、ひきこもり状態の子どもを持つ家庭など、困難を抱える家庭に対する支援について、ニーズを把握したうえで、関係機関と連携し効果的な方策を検討します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

（１）住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報誌等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

（２）庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

第2節 計画の進行管理

（１）進捗状況の管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、PDCAサイクル【P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t（改善）】のプロセスを踏まえた、計画の進行管理に努めます。

（２）検証・評価の実施

本計画を実効性のあるものとして推進するために、各施策に示された事業ごとに評価指標を設定し、定期的に検証を行います。

検証結果については、「四万十市子ども子育て検討会」にて関係団体等から意見を聴取し、「四万十市子ども・子育て会議」において確認・評価を行います。

計画に定める内容に大きな変動が生じる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

資 料

1 四万十市子ども・子育て会議条例

○四万十市子ども・子育て会議条例

平成25年12月19日

条例第54号

改正 平成29年12月21日 条例第30号

(設置)

第1条 四万十市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 四万十市子ども・子育て会議委員名簿

所属	氏名	備考
四万十市立保育所PTA連合会代表	國久 準	1号委員 (子どもの保護者)
中村幼稚園PTA代表	武市 千草	1号委員 (子どもの保護者)
四万十市立小中学校PTA連合会代表	宮地 敏彦	1号委員 (子どもの保護者)
子育てサークルママ&チルドレン代表者	高松 聡美	1号委員 (子どもの保護者)
四万十市小学校長会会長	宮崎 由紀子	2号委員 (学識経験者)
四万十市主任児童委員	刈谷 隆子	2号委員 (学識経験者)
NPOいちいの郷社会福祉主事	須山 美樹	2号委員 (学識経験者)
学)中村幼稚園・認定こども園なかむら園園長	岡 俊二	3号委員 (事業に従事する者)
社)ひかり会・ひかり乳幼児保育園園長	山沖 優子	3号委員 (事業に従事する者)
市立保育所長会会長	吉藤 幸美	3号委員 (事業に従事する者)
社)栄光会・若草園施設長	福留 久美	3号委員 (事業に従事する者)
キッズハウスどんぐり施設長	岡村 道代	3号委員 (事業に従事する者)
学童保育さくら学級指導員	山崎 かおり	3号委員 (事業に従事する者)
四万十市子育て応援団ほっと・ポケット代表者	宮本 ルミ	4号委員 (市長が必要と認める者)

委員任期 平成31年4月9日～令和3年4月8日

第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発 行：四万十市

編 集：四万十市子育て支援課

住 所：〒787-8501

高知県四万十市中村大橋通4丁目 10 番地

T E L：0880-34-9007

F A X：0880-34-9003

